# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2023年4月27日提出 |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井　秀仁 |
| 【電話番号】 | 03-6387-5000 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　ＦＴＳＥブルサ・マレーシアＫＬＣＩ連動型上場投信 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## １【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2022年10月26日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## ２【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。
第二部ファンド情報　第1ファンドの状況　5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報　第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １ファンドの性格

#### （１）ファンドの目的及び基本的性格

＜更新後＞

ファンドは、FTSEブルサ・マレーシアKLCI指数※を対象株価指数(「対象株価指数」といいます。)とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指す追加型株式投資信託です。

※FTSEブルサ・マレーシアKLCI指数とは

FTSE Bursa Malaysia KLCI Index（以下「FTSEブルサ・マレーシアKLCI指数」といいます。）は、マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア）のメイン・ボードに上場する株式のうち時価総額が大きく流動性の高い上位30銘柄で構成される株価指数です。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。構成銘柄の見直しは、毎年6月および12月に行なわれます。1977年1月1日を基準日とし、その日の指数値を100として算出されていた旧KLCI（Kuala Lumpur Composite Index）の指数値を引き継ぐ形で、2009年7月6日より算出されています。

マレーシアリンギットベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。

マレーシアリンギットのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。なお、マレーシアリンギットのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

**■信託金の限度額■**

ファンドの信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

①受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口以上1口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社または第一種金融商品取引業者(証券会社)へお問い合わせください。

②追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

③一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

④収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT　FUNDS　FTSEブルサ・マレーシアKLCI連動型上場投信)

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---|---|---|---|---|
| 単　位　型<br>追　加　型 | 国　内<br>海　外<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>(　)<br>資産複合 | MMF<br>MRF<br>ETF | インデックス型<br>特　殊　型 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>(　)<br>不動産投信<br>その他資産<br>(　)<br>資産複合<br>(　)<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回<br>(隔月)<br>年12回<br>(毎月)<br>日々<br>その他<br>(　) | グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>(中東)<br>エマージング | あり<br>(　)<br>なし | 日経225<br>ＴＯＰＩＸ<br>その他<br>(ＦＴＳＥブルサ・マレーシアＫＬＣＩ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（３）ファンドの仕組み

＜更新後＞

■委託会社の概況(2023年3月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日　野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月１日　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月１日　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

２投資方針

（３）運用体制

＜更新後＞

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

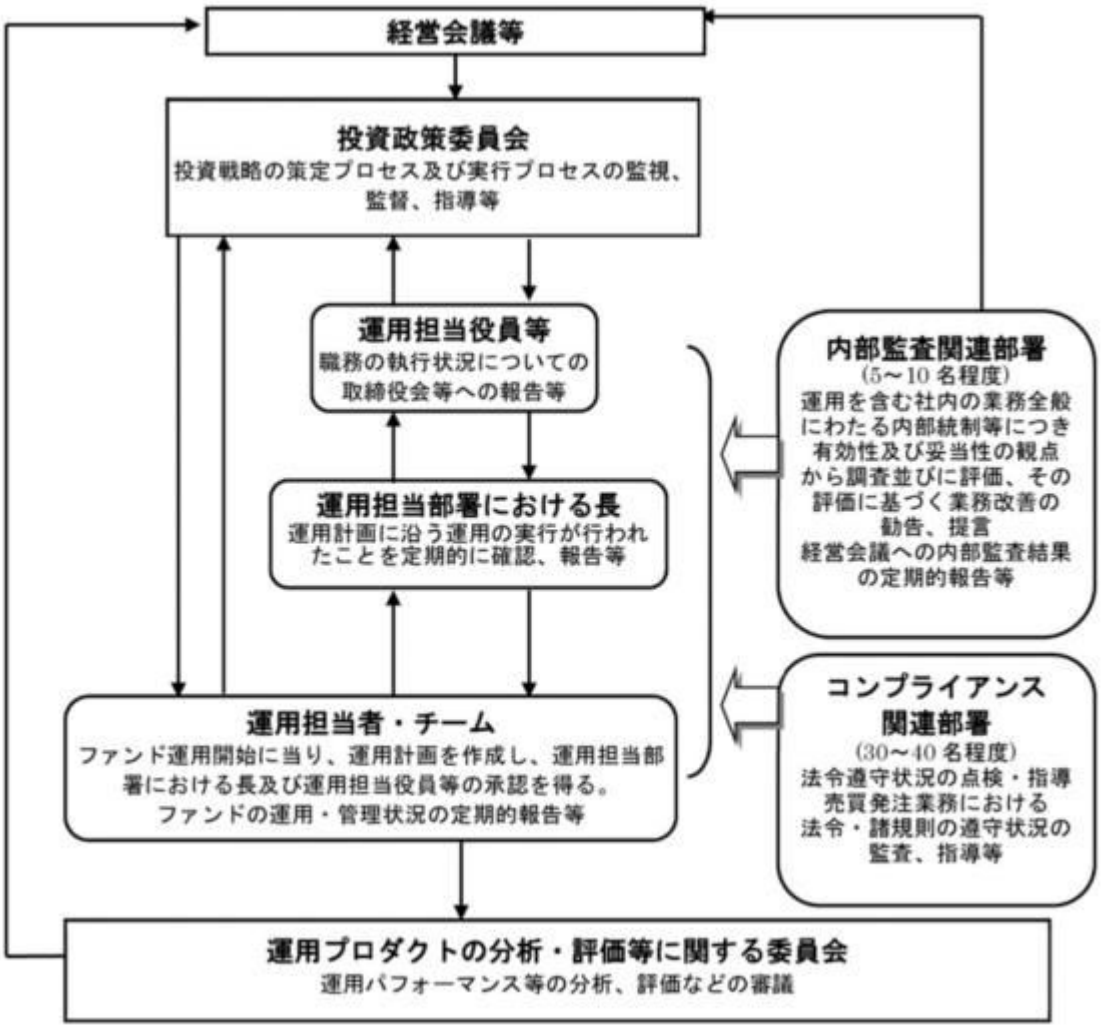


≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

## ３投資リスク

＜更新後＞

## リスクの定量的比較（2018年3月末～2023年2月末：月次）

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

**ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

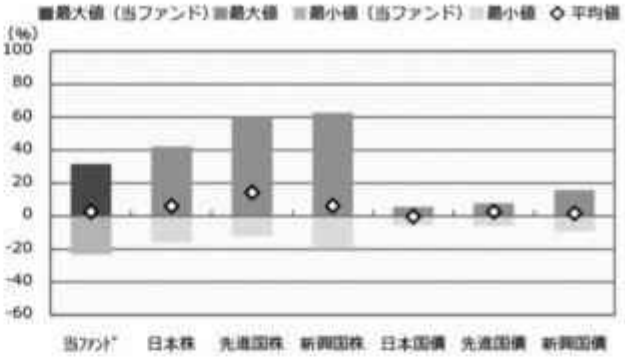


| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値（%） | **31.6** | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 7.9 | 15.7 |
| 最小値（%） | **△ 23.1** | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 9.4 |
| 平均値（%） | **2.6** | 6.1 | 14.4 | 6.2 | △ 0.3 | 2.8 | 1.6 |

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年3月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2018年3月から2023年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2018年3月から2023年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC　他）

## 4 手数料等及び税金

### （2）換金（解約）手数料

＜訂正前＞

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取り※を行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

※受益権の買取りは、「第2　管理及び運営　2　換金(解約)手続等　(c)受益権の買取り(買取請求制)」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

＜訂正後＞

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

（3）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1.信託財産の純資産総額に年0.605%（税抜年0.55%)以内で委託会社が定める率(2023年4月27日現在年0.605%（税抜年0.55%))を乗じて得た額。

| ＜委託会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|
| 年0.50% | 年0.05% |

＊上記配分は、2023年4月27日現在の信託報酬率における配分です。

2.信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%（税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

| ＜委託会社＞ | ＜受託会社＞ |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

（４）その他の手数料等

＜更新後＞

①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象株価指数に係る商標使用料（2023年4月27日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年率0.04%を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2023年4月27日現在）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

⑤販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.5%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を１口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）課税上の取扱い

＜更新後＞

①個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)※については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

| 《利子所得》 | 《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2) | 《配当所得》 |
|---|---|---|
| ・特定公社債(注1)の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありま

せん。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年2月末現在）が変更になる場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

## ５運用状況

以下は2023年2月28日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | マレーシア | 516,408,936 | 98.26 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 9,111,070 | 1.73 |
| 合計（純資産総額） | | 525,520,006 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 買建 | マレーシア | 6,612,695 | 1.25 |

### （２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価単価（円） | 簿価金額（円） | 評価単価（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | マレーシア | 株式 | MALAYAN BANKING | 銀行 | 262,500 | 271.21 | 71,195,165 | 266.94 | 70,073,981 | 13.33 |
| 2 | マレーシア | 株式 | PUBLIC BANK BHD | 銀行 | 524,600 | 142.16 | 74,581,933 | 126.60 | 66,419,533 | 12.63 |
| 3 | マレーシア | 株式 | CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD | 銀行 | 250,000 | 161.69 | 40,423,924 | 169.01 | 42,254,134 | 8.04 |
| 4 | マレーシア | 株式 | TENAGA NASIONAL | 電力 | 118,800 | 257.49 | 30,589,919 | 294.10 | 34,939,196 | 6.64 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | マレーシア | 株式 | PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD | 化学 | 104,300 | 265.42 | 27,683,628 | 218.13 | 22,751,487 | 4.32 |
| 6 | マレーシア | 株式 | PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS | 金属・鉱業 | 129,700 | 143.08 | 18,558,046 | 157.11 | 20,378,238 | 3.87 |
| 7 | マレーシア | 株式 | SIME DARBY PLANTATION BHD | 食品 | 132,100 | 135.76 | 17,934,210 | 131.18 | 17,329,686 | 3.29 |
| 8 | マレーシア | 株式 | AXIATA GROUP BERHAD | 無線通信サービス | 170,900 | 89.99 | 15,380,962 | 97.01 | 16,580,156 | 3.15 |
| 9 | マレーシア | 株式 | HONG LEONG BANK | 銀行 | 24,544 | 637.01 | 15,634,906 | 622.98 | 15,290,459 | 2.90 |
| 10 | マレーシア | 株式 | DIGI.COM BERHAD | 無線通信サービス | 114,300 | 111.05 | 12,693,081 | 131.18 | 14,994,574 | 2.85 |
| 11 | マレーシア | 株式 | MISC BHD | 海運業 | 63,700 | 215.38 | 13,720,299 | 227.89 | 14,517,087 | 2.76 |
| 12 | マレーシア | 株式 | IHH HEALTHCARE BHD | ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 77,600 | 195.25 | 15,151,692 | 177.25 | 13,754,895 | 2.61 |
| 13 | マレーシア | 株式 | IOI CORP | 食品 | 116,000 | 125.38 | 14,545,185 | 114.10 | 13,235,764 | 2.51 |
| 14 | マレーシア | 株式 | PPB GROUP BERHAD | 食品 | 24,620 | 500.33 | 12,318,315 | 534.50 | 13,159,566 | 2.50 |
| 15 | マレーシア | 株式 | GENTING BHD | ホテル・レストラン・レジャー | 84,400 | 142.77 | 12,050,574 | 143.08 | 12,076,323 | 2.29 |
| 16 | マレーシア | 株式 | TELEKOM MALAYSIA | 各種電気通信サービス | 73,800 | 169.70 | 12,523,906 | 150.10 | 11,077,478 | 2.10 |
| 17 | マレーシア | 株式 | PETRONAS GAS BERHAD | ガス | 21,000 | 527.79 | 11,083,702 | 510.71 | 10,724,923 | 2.04 |
| 18 | マレーシア | 株式 | DIALOG GROUP BHD | エネルギー設備・サービス | 150,400 | 68.33 | 10,278,158 | 70.77 | 10,645,235 | 2.02 |
| 19 | マレーシア | 株式 | RHB BANK BHD | 銀行 | 59,865 | 179.86 | 10,767,720 | 171.15 | 10,246,022 | 1.94 |
| 20 | マレーシア | 株式 | KUALA LUMPUR KEPONG | 食品 | 15,700 | 679.11 | 10,662,136 | 637.62 | 10,010,721 | 1.90 |
| 21 | マレーシア | 株式 | AMMB HOLDING | 銀行 | 78,000 | 128.01 | 9,984,801 | 121.72 | 9,494,824 | 1.80 |
| 22 | マレーシア | 株式 | NESTLE (MALAYSIA) BERHAD | 食品 | 2,300 | 4,109.48 | 9,451,807 | 4,124.73 | 9,486,892 | 1.80 |
| 23 | マレーシア | 株式 | SIME DARBY BERHAD | コングロマリット | 132,700 | 71.38 | 9,473,407 | 69.86 | 9,270,984 | 1.76 |
| 24 | マレーシア | 株式 | MAXIS BHD | 無線通信サービス | 75,200 | 114.10 | 8,580,427 | 122.03 | 9,176,927 | 1.74 |
| 25 | マレーシア | 株式 | GENTING MALAYSIA BHD | ホテル・レストラン・レジャー | 105,000 | 89.38 | 9,385,909 | 82.98 | 8,713,199 | 1.65 |
| 26 | マレーシア | 株式 | INARI AMERTRON BHD | 半導体・半導体製造装置 | 102,900 | 89.99 | 9,260,978 | 73.83 | 7,597,141 | 1.44 |
| 27 | マレーシア | 株式 | QL RESOURCES BHD | 食品 | 40,000 | 172.10 | 6,884,359 | 173.89 | 6,955,915 | 1.32 |
| 28 | マレーシア | 株式 | PETRONAS DAGANGAN BHD | 石油・ガス・消耗燃料 | 9,800 | 674.23 | 6,607,509 | 670.57 | 6,571,631 | 1.25 |
| 29 | マレーシア | 株式 | HONG LEONG FINANCIAL GROUP | 銀行 | 8,329 | 589.42 | 4,909,298 | 554.64 | 4,619,619 | 0.87 |
| 30 | マレーシア | 株式 | MR DIY GROUP M BHD | 専門小売り | 80,700 | 65.89 | 5,317,980 | 50.33 | 4,062,346 | 0.77 |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 国内／国外 | 業種 | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式 | 国外 | エネルギー設備・サービス | 2.02 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 石油・ガス・消耗燃料 | 1.25 |
| | | 化学 | 4.32 |
| | | 金属・鉱業 | 3.87 |
| | | コングロマリット | 1.76 |
| | | 海運業 | 2.76 |
| | | ホテル・レストラン・レジャー | 3.95 |
| | | 専門小売り | 0.77 |
| | | 食品 | 13.35 |
| | | ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 2.61 |
| | | 銀行 | 41.55 |
| | | 半導体・半導体製造装置 | 1.44 |
| | | 各種電気通信サービス | 2.10 |
| | | 無線通信サービス | 7.75 |
| | | 電力 | 6.64 |
| | | ガス | 2.04 |
| 合　　計 | | | 98.26 |

### ②投資不動産物件

該当事項はありません。

### ③その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 種類 | 国／地域 | 取引所 | 名称 | 買建／売建 | 枚数 | 通貨 | 帳簿価額 | 帳簿価額（円） | 評価額 | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | マレーシア | クアラルンプール金融先物オプション取引所 | FTSEブルサ・マレーシアKLCI株価指数先物(2023年03月限) | 買建 | 3 | リンギ | 218,775 | 6,674,475 | 216,750 | 6,612,695 | 1.25 |

## （３）運用実績

### ①純資産の推移

2023年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | | 東京証券取引所取引価格（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） | |
| 第3計算期間　(2013年 8月10日) | 632 | 648 | 5,271.0000 | 5,403.0000 | 5,200 |
| 第4計算期間　(2014年 8月10日) | 525 | 541 | 5,840.6000 | 6,020.6000 | 5,920 |
| 第5計算期間　(2015年 8月10日) | 472 | 483 | 5,247.4000 | 5,369.4000 | 5,500 |
| 第6計算期間　(2016年 8月10日) | 502 | 512 | 4,187.2000 | 4,273.2000 | 4,145 |
| 第7計算期間　(2017年 8月10日) | 541 | 554 | 4,513.1000 | 4,624.1000 | 4,500 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第8計算期間 | (2018年 8月10日) | 581 | 594 | 4,843.1000 | 4,958.1000 | 4,595 |
| 第9計算期間 | (2019年 8月10日) | 483 | 496 | 4,027.5000 | 4,133.5000 | 3,965 |
| 第10計算期間 | (2020年 8月10日) | 471 | 486 | 3,930.2000 | 4,053.2000 | 3,865 |
| 第11計算期間 | (2021年 8月10日) | 456 | 471 | 3,800.4000 | 3,929.4000 | 3,845 |
| 第12計算期間 | (2022年 8月10日) | 528 | 546 | 4,404.5000 | 4,554.5000 | 4,375 |
| | 2022年 2月末日 | 519 | — | 4,327.3000 | — | 4,150 |
| | 3月末日 | 554 | — | 4,616.7000 | — | 4,490 |
| | 4月末日 | 563 | — | 4,698.7000 | — | 4,490 |
| | 5月末日 | 544 | — | 4,536.8000 | — | 4,365 |
| | 6月末日 | 542 | — | 4,519.1000 | — | 4,305 |
| | 7月末日 | 542 | — | 4,521.7000 | — | 4,435 |
| | 8月末日 | 544 | — | 4,538.1000 | — | 4,340 |
| | 9月末日 | 515 | — | 4,291.8000 | — | 4,130 |
| | 10月末日 | 535 | — | 4,462.1000 | — | 4,235 |
| | 11月末日 | 537 | — | 4,478.9000 | — | 4,400 |
| | 12月末日 | 530 | — | 4,421.6000 | — | 4,370 |
| | 2023年 1月末日 | 544 | — | 4,539.5000 | — | 4,425 |
| | 2月末日 | 525 | — | 4,379.3000 | — | 4,300 |

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

### ②分配の推移

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---|---|---|
| 第3計算期間 | 2012年 8月11日～2013年 8月10日 | 132.0000円 |
| 第4計算期間 | 2013年 8月11日～2014年 8月10日 | 180.0000円 |
| 第5計算期間 | 2014年 8月11日～2015年 8月10日 | 122.0000円 |
| 第6計算期間 | 2015年 8月11日～2016年 8月10日 | 86.0000円 |
| 第7計算期間 | 2016年 8月11日～2017年 8月10日 | 111.0000円 |
| 第8計算期間 | 2017年 8月11日～2018年 8月10日 | 115.0000円 |
| 第9計算期間 | 2018年 8月11日～2019年 8月10日 | 106.0000円 |
| 第10計算期間 | 2019年 8月11日～2020年 8月10日 | 123.0000円 |
| 第11計算期間 | 2020年 8月11日～2021年 8月10日 | 129.0000円 |
| 第12計算期間 | 2021年 8月11日～2022年 8月10日 | 150.0000円 |

### ③収益率の推移

| | 計算期間 | 収益率 |
|---|---|---|
| 第3計算期間 | 2012年 8月11日～2013年 8月10日 | 32.1% |
| 第4計算期間 | 2013年 8月11日～2014年 8月10日 | 14.2% |
| 第5計算期間 | 2014年 8月11日～2015年 8月10日 | △8.1% |
| 第6計算期間 | 2015年 8月11日～2016年 8月10日 | △18.6% |

| | | |
|---|---|---|
| 第7計算期間 | 2016年 8月11日～2017年 8月10日 | 10.4% |
| 第8計算期間 | 2017年 8月11日～2018年 8月10日 | 9.9% |
| 第9計算期間 | 2018年 8月11日～2019年 8月10日 | △14.7% |
| 第10計算期間 | 2019年 8月11日～2020年 8月10日 | 0.6% |
| 第11計算期間 | 2020年 8月11日～2021年 8月10日 | △0.0% |
| 第12計算期間 | 2021年 8月11日～2022年 8月10日 | 19.8% |
| 第13期（中間期） | 2022年 8月11日～2023年 2月10日 | △0.2% |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### （４）設定及び解約の実績

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第3計算期間 | 2012年 8月11日～2013年 8月10日 | 180,000 | 180,000 | 120,000 |
| 第4計算期間 | 2013年 8月11日～2014年 8月10日 | ― | 30,000 | 90,000 |
| 第5計算期間 | 2014年 8月11日～2015年 8月10日 | ― | ― | 90,000 |
| 第6計算期間 | 2015年 8月11日～2016年 8月10日 | 30,000 | ― | 120,000 |
| 第7計算期間 | 2016年 8月11日～2017年 8月10日 | ― | ― | 120,000 |
| 第8計算期間 | 2017年 8月11日～2018年 8月10日 | ― | ― | 120,000 |
| 第9計算期間 | 2018年 8月11日～2019年 8月10日 | ― | ― | 120,000 |
| 第10計算期間 | 2019年 8月11日～2020年 8月10日 | ― | ― | 120,000 |
| 第11計算期間 | 2020年 8月11日～2021年 8月10日 | ― | ― | 120,000 |
| 第12計算期間 | 2021年 8月11日～2022年 8月10日 | ― | ― | 120,000 |
| 第13期（中間期） | 2022年 8月11日～2023年 2月10日 | ― | ― | 120,000 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

＜更新後＞

# 運用実績（2023年2月28日現在）

## 基準価額・純資産の推移（日次）

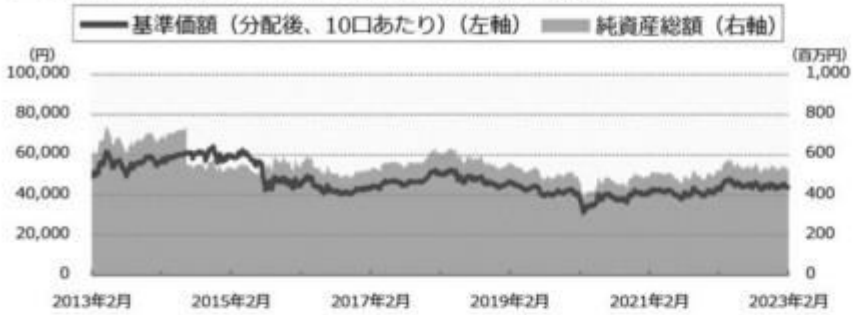


## 分配の推移

（10口あたり、課税前）

| | |
|---|---|
| 2022年8月 | 1,500 円 |
| 2021年8月 | 1,290 円 |
| 2020年8月 | 1,230 円 |
| 2019年8月 | 1,060 円 |
| 2018年8月 | 1,150 円 |
| 設定来累計 | 13,820 円 |

## 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄 | 業種 | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 1 | MALAYAN BANKING | 銀行 | 13.3 |
| 2 | PUBLIC BANK BHD | 銀行 | 12.6 |
| 3 | CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD | 銀行 | 8.0 |
| 4 | TENAGA NASIONAL | 電力 | 6.6 |
| 5 | PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD | 化学 | 4.3 |
| 6 | PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS | 金属・鉱業 | 3.9 |
| 7 | SIME DARBY PLANTATION BHD | 食品 | 3.3 |
| 8 | AXIATA GROUP BERHAD | 無線通信サービス | 3.2 |
| 9 | HONG LEONG BANK | 銀行 | 2.9 |
| 10 | DIGI.COM BERHAD | 無線通信サービス | 2.9 |

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

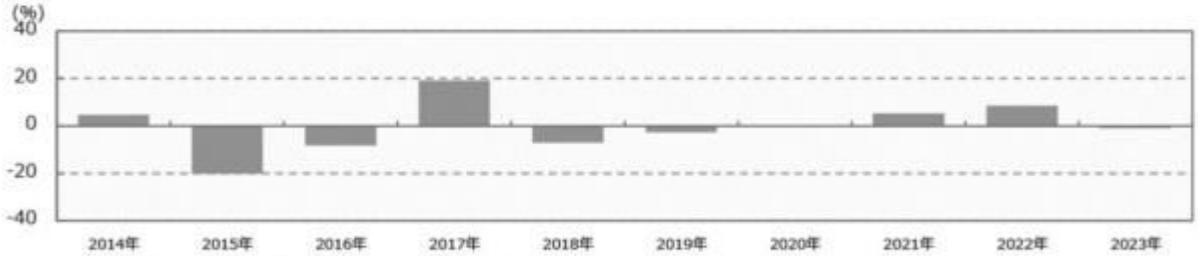


・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### １申込（販売）手続等

＜訂正前＞

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1.取得申込日当日、翌営業日または翌々営業日が、「別に定める海外の休日※」と同日付となる場合の当該申込日

2.取得申込日翌営業日から取得申込日から起算して4営業日目までの期間に、日本の営業日または「別に定める海外の休日※」のいずれでもない日がある場合の当該申込日

3.取得申込日から起算して8営業日以内に、「ニューヨークの銀行の休業日」または「別に定める海外の休日※」がある場合で、株式の買付代金の送金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該申込日

4.取得申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）

5.上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※次の条件に該当する日をいいます。

・マレーシア証券取引所の休場日（アーリー・クローズに該当する日を含みます。）

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル　0120-753104 (フリーダイヤル)**

**＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/**

販売の単位は3万口以上3万口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.50%の率を乗じて得た価額(「販売基準価額」といいます。)とします。

取得申込日において当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額との差額が当日の信託財産の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付けを停止すること及び既に受付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

※信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、金融商品取引清算機関＊（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

＊金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

＜訂正後＞

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

取得申込みの受付けについては、取得申込日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

(3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であ

る等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日、翌営業日または翌々営業日が、「別に定める海外の休日」と同日付となる場合の当該申込日
2. 取得申込日翌営業日から取得申込日から起算して4営業日目までの期間に、日本の営業日または「別に定める海外の休日」のいずれでもない日がある場合の当該申込日
3. 取得申込日から起算して8営業日以内に、「ニューヨークの銀行の休業日」または「別に定める海外の休日」がある場合で、株式の買付代金の送金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該申込日
4. 取得申込日当日が、第39条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
5. 前各号のほか、委託者が、第20条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※「別に定める海外の休日」は、次の条件に該当する日をいいます。
・マレーシア証券取引所の休場日（アーリー・クローズに該当する日を含みます。）

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)販売単位

3万口以上3万口単位とします。

(5)販売価額

販売基準価額とします。

(6)申込受け付けの中止および取り消し

取得申込日において当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額との差額が当日の信託財産の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付けを停止すること及び既に受付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

(7)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関*（金融商品取引法第

2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

＊金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

２換金（解約）手続等

＜訂正前＞

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数※の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の午後3時30分までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

※3万口以上3万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(下記6に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

1.一部解約の実行の請求日当日が、「別に定める海外の休日※」と同日付となる場合の当該請求日

2.日本の営業日または「別に定める海外の休日※」のいずれでもない日の前営業日

3.一部解約の実行の請求日から起算して8営業日以内に、「ニューヨークの銀行の休業日」または「別に定める海外の休日※」がある場合で、株式の売却代金の回金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該請求日

4.一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目が「ニューヨークの銀行の休業日」であり、かつ、当該8営業日以内に、日本の営業日または「別に定める海外の休日※」のいずれでもない日が2日以上ある場合の当該請求日

5. 一部解約の実行の請求日当日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）

6. 上記1～5のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得

ない事情が生じたものと認めたとき

※次の条件に該当する日をいいます。

・マレーシア証券取引所の休場日（アーリー・クローズに該当する日を含みます。）

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(b)受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中に、自己に帰属する受益権につき、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することができません。

(c)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいてファンドの受益権の買取りを停止することおよび既に受付けた受益権の買取りを取り消すことがあります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

＜訂正後＞

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後3時30分までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

(3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第7号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

1. 一部解約の実行の請求日当日が、「別に定める海外の休日」と同日付となる場合の当該請求日
2. 日本の営業日または「別に定める海外の休日」のいずれでもない日の前営業日
3. 一部解約の実行の請求日から起算して8営業日以内に、「ニューヨークの銀行の休業日」または「別に定める海外の休日」がある場合で、株式の売却代金の回金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該請求日
4. 一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目が「ニューヨークの銀行の休業日」であり、かつ、当該8営業日以内に、日本の営業日または「別に定める海外の休日」のいずれでもない日が2日以上ある場合の当該請求日
5. 一部解約の実行の請求日当日が、第39条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）
6. （削除）
7. 前各号のほか、委託者が、第20条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)換金単位

3万口以上3万口単位とします。

(5)換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として8営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(9) 一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(10)受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(11)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいてファンドの受益権の買

取りを停止することおよび既に受付けた受益権の買取りを取り消すことがあります。
また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

(12)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。
野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

## 第３【ファンドの経理状況】

## ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　ＦＴＳＥブルサ・マレーシアＫＬＣＩ連動型上場投信

(１)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(2022年8月11日から2023年2月10日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

### 中間財務諸表

### ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　ＦＴＳＥブルサ・マレーシアＫＬＣＩ連動型上場投信

### （１）中間貸借対照表

（単位：円）

| | 第12期<br>(2022年 8月10日現在) | 第13期中間計算期間末<br>(2023年 2月10日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 11,247,187 | 4,005,991 |
| コール・ローン | 2,462,842 | 2,430,114 |
| 株式 | 521,445,909 | 518,458,772 |
| 派生商品評価勘定 | 16,683 | - |
| 未収入金 | 8,939,558 | - |
| 差入委託証拠金 | 4,171,816 | 4,432,694 |
| 流動資産合計 | 548,283,995 | 529,327,571 |
| 資産合計 | 548,283,995 | 529,327,571 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 4,615 | 178,058 |
| 未払収益分配金 | 18,000,000 | - |
| 未払受託者報酬 | 147,984 | 147,675 |
| 未払委託者報酬 | 1,479,751 | 1,476,634 |
| 未払利息 | - | 2 |
| その他未払費用 | 111,886 | 164,303 |
| 流動負債合計 | 19,744,236 | 1,966,672 |
| 負債合計 | 19,744,236 | 1,966,672 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 493,200,000 | 493,200,000 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 35,339,759 | 34,160,899 |
| （分配準備積立金） | 66,821 | 66,821 |
| 元本等合計 | 528,539,759 | 527,360,899 |
| 純資産合計 | 528,539,759 | 527,360,899 |
| 負債純資産合計 | 548,283,995 | 529,327,571 |

### （２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

| | 第12期中間計算期間<br>自　2021年 8月11日<br>至　2022年 2月10日 | 第13期中間計算期間<br>自　2022年 8月11日<br>至　2023年 2月10日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 9,774,545 | 10,987,571 |
| 有価証券売買等損益 | 17,165,814 | △12,000,667 |
| 派生商品取引等損益 | 41,915 | 52,198 |
| 為替差損益 | 26,556,723 | 1,803,300 |
| 営業収益合計 | 53,538,997 | 842,402 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 445 | 480 |
| 受託者報酬 | 135,876 | 147,675 |
| 委託者報酬 | 1,358,756 | 1,476,634 |
| その他費用 | 215,149 | 396,473 |
| 営業費用合計 | 1,710,226 | 2,021,262 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 51,828,771 | △1,178,860 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 51,828,771 | △1,178,860 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 51,828,771 | △1,178,860 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | - | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △37,149,543 | 35,339,759 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 14,679,228 | 34,160,899 |

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>先物取引<br>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| ２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| ３.費用・収益の計上基準 | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。 |

| | |
|---|---|
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |
| 5.その他 | 当ファンドの中間計算期間は、2022年 8月11日から2023年 2月10日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 第12期<br>2022年 8月10日現在 | 第13期中間計算期間末<br>2023年 2月10日現在 |
|---|---|
| 1． 計算期間の末日における受益権の総数<br>120,000口<br>2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 4,404.5円<br>(10口当たり純資産額) (44,045円) | 1． 中間計算期間の末日における受益権の総数<br>120,000口<br>2． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 4,394.7円<br>(10口当たり純資産額) (43,947円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 第12期<br>2022年 8月10日現在 | 第13期中間計算期間末<br>2023年 2月10日現在 |
|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 1．中間貸借対照表計上額、時価及び差額<br>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法<br>株式<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）

1 元本の移動

| 第12期<br>自 2021年 8月11日<br>至 2022年 8月10日 | | 第13期中間計算期間<br>自 2022年 8月11日<br>至 2023年 2月10日 | |
|---|---|---|---|
| 期首元本額 | 493,200,000円 | 期首元本額 | 493,200,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 0円 | 期中追加設定元本額 | 0円 |
| 期中一部解約元本額 | 0円 | 期中一部解約元本額 | 0円 |

## ２ デリバティブ取引関係

### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類 | 第12期(2022年 8月10日現在) | | | | 第13期中間計算期間末(2023年 2月10日現在) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
| | | うち1年超 | | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 株価指数先物取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 4,531,915 | － | 4,548,598 | 16,683 | 6,848,392 | － | 6,670,334 | △178,058 |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売建 | 18,193,385 | － | 18,198,000 | △4,615 | － | － | － | － |
| リンギ | 18,193,385 | － | 18,198,000 | △4,615 | － | － | － | － |
| 合計 | － | － | － | 12,068 | 6,848,392 | － | 6,670,334 | △178,058 |

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## ２ファンドの現況

### 純資産額計算書

2023年2月28日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 525,849,427円 |
| Ⅱ　負債総額 | 329,421円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 525,520,006円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 120,000口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 4,379.3円 |

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １委託会社等の概況

＜更新後＞

(1)資本金の額

2023年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

＜更新後＞

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

**株主総会**

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

**取締役会**

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

**代表取締役・業務執行取締役**

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

**監査等委員会**

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

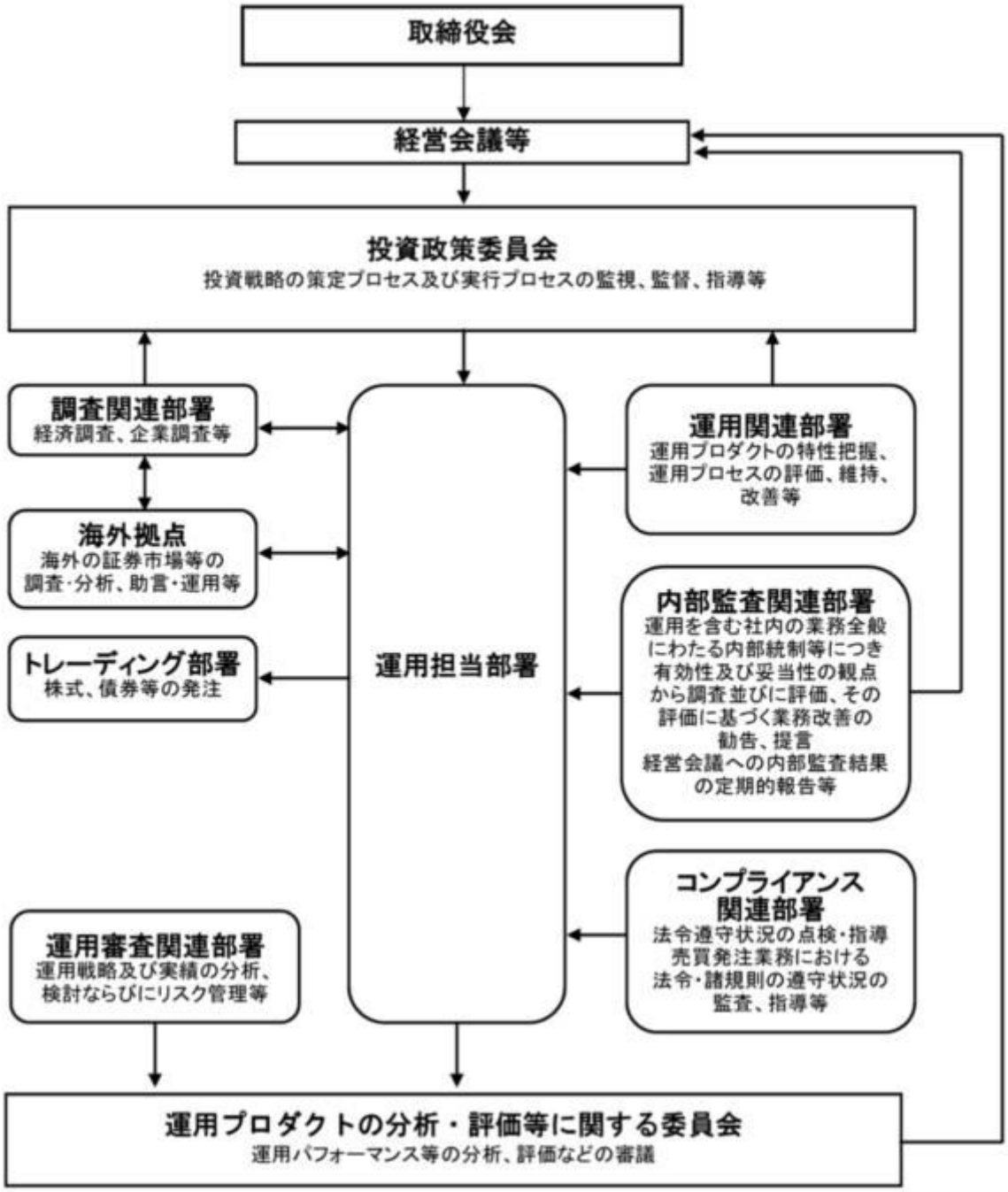


## ２事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 1,006 | 39,480,600 |
| 単位型株式投資信託 | 198 | 841,486 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,333,980 |
| 単位型公社債投資信託 | 483 | 1,076,248 |
| 合計 | 1,701 | 47,732,314 |

## ３委託会社等の経理状況

＜更新後＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

### （１）貸借対照表

| | | 前事業年度<br>(2021年3月31日) | | 当事業年度<br>(2022年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 4,281 | | 2,006 |
| 金銭の信託 | | | 35,912 | | 35,894 |
| 有価証券 | | | 30,400 | | 29,300 |
| 前払金 | | | - | | 11 |
| 前払費用 | | | 167 | | 454 |
| 未収入金 | | | 632 | | 694 |
| 未収委託者報酬 | | | 24,499 | | 27,176 |
| 未収運用受託報酬 | | | 4,347 | | 4,002 |
| 短期貸付金 | | | - | | 1,835 |
| その他 | | | 268 | | 57 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 貸倒引当金 | | | △14 | | △15 |
| 流動資産計 | | | 100,496 | | 101,417 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 2,666 | | 1,744 |
| 建物 | ※２ | 1,935 | | 1,219 | |
| 器具備品 | ※２ | 731 | | 525 | |
| 無形固定資産 | | | 5,429 | | 5,210 |
| ソフトウェア | | 5,428 | | 5,209 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,487 | | 16,067 |
| 投資有価証券 | | 1,767 | | 2,201 | |
| 関係会社株式 | | 9,942 | | 9,214 | |
| 長期差入保証金 | | 330 | | 443 | |
| 長期前払費用 | | 15 | | 13 | |
| 前払年金費用 | | 1,301 | | 1,297 | |
| 繰延税金資産 | | 3,008 | | 2,784 | |
| その他 | | 122 | | 112 | |
| 固定資産計 | | | 24,583 | | 23,023 |
| 資産合計 | | | 125,080 | | 124,440 |

| | | 前事業年度<br>(2021年3月31日) | | 当事業年度<br>(2022年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 123 | | 120 |
| 未払金 | | | 16,948 | | 17,615 |
| 未払収益分配金 | | 0 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 8 | | 17 | |
| 未払手数料 | | 7,256 | | 8,357 | |
| 関係会社未払金 | | 8,671 | | 8,149 | |
| その他未払金 | | 1,011 | | 1,089 | |
| 未払費用 | ※１ | | 9,171 | | 9,512 |
| 未払法人税等 | | | 2,113 | | 1,319 |
| 前受収益 | | | 22 | | 22 |
| 賞与引当金 | | | 3,795 | | 4,416 |
| その他 | | | - | | 121 |
| 流動負債計 | | | 32,175 | | 33,127 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 3,299 | | 3,194 |
| 時効後支払損引当金 | | | 580 | | 588 |
| 資産除去債務 | | | 1,371 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | | 5,250 | | 4,905 |
| 負債合計 | | | 37,425 | | 38,033 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 87,596 | | 86,232 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利益剰余金 | | | 56,686 | | 55,322 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 56,001 | | 54,637 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 31,395 | | 30,030 | |
| 評価・換算差額等 | | | 57 | | 174 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 57 | | 174 |
| 純資産合計 | | | 87,654 | | 86,407 |
| 負債・純資産合計 | | | 125,080 | | 124,440 |

（２）損益計算書

| | | 前事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2021年4月1日<br>至　2022年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 106,355 | | 115,733 |
| 運用受託報酬 | | | 16,583 | | 17,671 |
| その他営業収益 | | | 428 | | 530 |
| 営業収益計 | | | 123,367 | | 133,935 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 34,739 | | 39,087 |
| 広告宣伝費 | | | 1,005 | | 804 |
| 公告費 | | | 0 | | 0 |
| 調査費 | | | 24,506 | | 26,650 |
| 調査費 | | 5,532 | | 4,867 | |
| 委託調査費 | | 18,974 | | 21,783 | |
| 委託計算費 | | | 1,358 | | 1,384 |
| 営業雑経費 | | | 4,149 | | 3,094 |
| 通信費 | | 73 | | 72 | |
| 印刷費 | | 976 | | 918 | |
| 協会費 | | 88 | | 79 | |
| 諸経費 | | 3,011 | | 2,023 | |
| 営業費用計 | | | 65,760 | | 71,021 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 10,985 | | 12,033 |
| 役員報酬 | | 147 | | 229 | |
| 給料・手当 | | 7,156 | | 7,375 | |
| 賞与 | | 3,682 | | 4,427 | |
| 交際費 | | | 35 | | 47 |
| 旅費交通費 | | | 64 | | 65 |
| 租税公課 | | | 1,121 | | 1,049 |
| 不動産賃借料 | | | 1,147 | | 1,432 |
| 退職給付費用 | | | 1,267 | | 1,212 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,700 | | 2,525 |
| 諸経費 | | | 10,739 | | 11,190 |
| 一般管理費計 | | | 28,063 | | 29,556 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業利益 | | | 29,542 | | 33,357 |

| | | 前事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2021年4月1日<br>至　2022年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※１ | 4,540 | | 3,530 | |
| 受取利息 | | 0 | | 10 | |
| 金銭の信託運用益 | | 1,698 | | - | |
| その他 | | 447 | | 1,268 | |
| 営業外収益計 | | | 6,687 | | 4,809 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | - | | 1,387 | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 13 | | 12 | |
| 為替差損 | | 26 | | 23 | |
| その他 | | 32 | | 266 | |
| 営業外費用計 | | | 72 | | 1,689 |
| 経常利益 | | | 36,157 | | 36,477 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 71 | | 26 | |
| 株式報酬受入益 | | 48 | | 53 | |
| 固定資産売却益 | | - | | 9 | |
| 資産除去債務履行差額 | | - | | 141 | |
| 移転補償金 | | 2,077 | | - | |
| 特別利益計 | | | 2,197 | | 230 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等売却損 | | - | | 0 | |
| 投資有価証券等評価損 | | 36 | | - | |
| 関係会社株式評価損 | | 582 | | 727 | |
| 固定資産除却損 | ※２ | 105 | | 374 | |
| 資産除去債務履行差額 | | - | | 0 | |
| 事務所移転費用 | | 406 | | 54 | |
| 特別損失計 | | | 1,129 | | 1,158 |
| 税引前当期純利益 | | | 37,225 | | 35,549 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 11,239 | | 10,474 |
| 法人税等調整額 | | | △290 | | 171 |
| 当期純利益 | | | 26,276 | | 24,904 |

（３）株主資本等変動計算書

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株　主 |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | |

| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △23,950 | △23,950 | △23,950 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,276 | 26,276 | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 2,326 | 2,326 | 2,326 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10 | 10 | 85,281 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △23,950 |
| 当期純利益 | | | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46 | 46 | 46 |
| 当期変動額合計 | 46 | 46 | 2,372 |
| 当期末残高 | 57 | 57 | 87,654 |

当事業年度(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △26,268 | △26,268 | △26,268 |
| 当期純利益 | | | | | | | 24,904 | 24,904 | 24,904 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △1,364 | △1,364 | △1,364 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 57 | 57 | 87,654 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △26,268 |
| 当期純利益 | | | 24,904 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 116 | 116 | 116 |
| 当期変動額合計 | 116 | 116 | △1,247 |
| 当期末残高 | 174 | 174 | 86,407 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)<br>時価のないもの … 移動平均法による原価法 |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物 6年<br>附属設備 6～15年<br>器具備品 4～15年 |

| | |
|---|---|
| | (2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 |
| ６．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| ７．収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>① 委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>② 運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③ 成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |
| ８．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |

| | |
|---|---|
| 9．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

［会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年7月4日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

［未適用の会計基準等]

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日　企業会計基準委員会）

（1）概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2021年3月31日) | 当事業年度末<br>(2022年3月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,256百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　346百万円<br>器具備品　643<br>合計　990 | ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,223百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　589百万円<br>器具備品　618<br>合計　1,207 |

◇　損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自　2020年4月１日<br>至　2021年3月31日) | 当事業年度<br>(自　2021年4月１日<br>至　2022年3月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,334百万円 | ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　3,525百万円 |
| ※２．固定資産除却損<br>建物　-百万円<br>器具備品　2<br>ソフトウェア　102<br>合計　105 | ※２．固定資産除却損<br>建物　346百万円<br>器具備品　28<br>ソフトウェア　-<br>合計　374 |

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

当事業年度(自　2021年4月１日　至　2022年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 24,877百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,830円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月30日 |

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん

どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 4,281 | 4,281 | - |
| (2)金銭の信託 | 35,912 | 35,912 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,499 | 24,499 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,347 | 4,347 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| その他有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| 資産計 | 99,441 | 99,441 | - |
| (6)未払金 | 16,948 | 16,948 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 8 | 8 | - |
| 未払手数料 | 7,256 | 7,256 | - |
| 関係会社未払金 | 8,671 | 8,671 | - |
| その他未払金 | 1,011 | 1,011 | - |
| (7)未払費用 | 9,171 | 9,171 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113 | 2,113 | - |
| 負債計 | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引

先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 4,281 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,912 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,499 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,347 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 30,400 | - | - | - |
| 合計 | 99,441 | - | - | - |

当事業年度（自 2021年4月１日　至 2022年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と

して、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 35,894 | 35,894 | - |
| 資産計 | 35,894 | 35,894 | - |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 121 | 121 | - |
| 負債計 | 121 | 121 | - |

（注）1　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 当事業年度（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※）1．2 | 9,529 |
| 組合出資金等 | 1,886 |
| 合計 | 11,415 |

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 2,006 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,894 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 27,176 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,002 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 　その他有価証券 | 29,300 | - | - | - |
| 短期貸付金 | 1,835 | | | |
| 合計 | 100,215 | - | - | - |

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分 | 貸借対照表計上額　（単位：百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他）（※） | - | 1,736 | - | 1,736 |
| 資産計 | - | 1,736 | - | 1,736 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 121 | - | 121 |
| 負債計 | - | 121 | - | 121 |

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

<u>金銭の信託</u>
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| 区分 | 前事業年度<br>（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,835 |
| 関連会社株式 | 106 |

４．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 30,400 | 30,400 | - |
| 小計 | 30,400 | 30,400 | - |
| 合計 | 30,400 | 30,400 | - |

※非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2021年4月１日　至　2022年3月31日）

１．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 当事業年度<br>（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,107 |
| 関連会社株式 | 106 |

４．その他有価証券(2022年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 29,300 | 29,300 | - |
| 小計 | 29,300 | 29,300 | - |
| 合計 | 29,300 | 29,300 | - |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2021年4月１日　至 2022年3月31日）

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等<br>（百万円） | 契約額等のうち一年超<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 評価損益<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,714 | - | △121 | △121 |

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,761 百万円 |
| 勤務費用 | 1,016 |
| 利息費用 | 139 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △893 |
| 退職給付の支払額 | △781 |
| その他 | 28 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,270 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328 |
| 事業主からの拠出額 | 824 |
| 退職給付の支払額 | △626 |
| 年金資産の期末残高 | 19,349 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 19,959百万円 |
| 年金資産 | △19,349 |
| | 610 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,311 |
| 未積立退職給付債務 | 3,921 |
| 未認識数理計算上の差異 | △2,074 |
| 未認識過去勤務費用 | 151 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,299 |
| 前払年金費用 | △1,301 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,016 百万円 |
| 利息費用 | 139 |
| 期待運用収益 | △409 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 469 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △34 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 52% |
| 株式 | 30% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,270 百万円 |
| 勤務費用 | 961 |
| 利息費用 | 176 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,521 |
| 退職給付の支払額 | △904 |
| その他 | △14 |
| 退職給付債務の期末残高 | 21,967 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 19,349 百万円 |
| 期待運用収益 | 454 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △258 |
| 事業主からの拠出額 | 814 |
| 退職給付の支払額 | △672 |
| 年金資産の期末残高 | 19,687 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 18,807 百万円 |
| 年金資産 | △19,687 |
| | △879 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,159 |
| 未積立退職給付債務 | 2,279 |
| 未認識数理計算上の差異 | △489 |
| 未認識過去勤務費用 | 106 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,896 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,194 |
| 前払年金費用 | △1,297 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,896 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 961 百万円 |
| 利息費用 | 176 |
| 期待運用収益 | △454 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 322 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △45 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 959 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 51% |
| 株式 | 32% |
| 生保一般勘定 | 10% |
| 生保特別勘定 | 6% |
| その他 | 1% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.6% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## ◇　税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(2021年3月31日) | 当事業年度末<br>(2022年3月31日) |
|---|---|

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,176 |
| 退職給付引当金 | 1,022 |
| 関係会社株式評価減 | 784 |
| 未払事業税 | 430 |
| 投資有価証券評価減 | 428 |
| 減価償却超過額 | 223 |
| 時効後支払損引当金 | 179 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 135 |
| 資産除去債務 | 425 |
| 未払社会保険料 | 95 |
| その他 | 358 |
| 繰延税金資産小計 | 5,410 |
| 評価性引当額 | △1,530 |
| 繰延税金資産合計 | 3,879 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △361 |
| 関係会社株式評価益 | △80 |
| その他有価証券評価差額金 | △25 |
| 前払年金費用 | △403 |
| 繰延税金負債合計 | △871 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,008 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.5% |
| タックスヘイブン税制 | 1.9% |
| 外国税額控除 | △0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4% |

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,381 |
| 退職給付引当金 | 990 |
| 関係会社株式評価減 | 1,010 |
| 未払事業税 | 285 |
| 投資有価証券評価減 | 110 |
| 減価償却超過額 | 272 |
| 時効後支払損引当金 | 182 |
| 関係会社株式売却損 | 505 |
| ゴルフ会員権評価減 | 92 |
| 資産除去債務 | 348 |
| 未払社会保険料 | 114 |
| その他 | 84 |
| 繰延税金資産小計 | 5,376 |
| 評価性引当額 | △1,795 |
| 繰延税金資産合計 | 3,581 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △233 |
| 関係会社株式評価益 | △81 |
| その他有価証券評価差額金 | △78 |
| 前払年金費用 | △402 |
| 繰延税金負債合計 | △796 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,784 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.9% |
| タックスヘイブン税制 | 1.8% |
| 外国税額控除 | △0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.4% |
| その他 | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.9% |

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>自　2020年4月 1日<br>至　2021年3月31日 | 当事業年度<br>自　2021年4月 1日<br>至　2022年3月31日 |
|---|---|---|
| 期首残高 | - | 1,371 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 1,371 | 48 |
| 資産除去債務の履行による減少 | - | △296 |
| 期末残高 | 1,371 | 1,123 |

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当事業年度（自　2021年4月 1日　至　2022年3月31日）

| | |
|---|---|
| 委託者報酬 | 115,670百万円 |
| 運用受託報酬 | 16,675百万円 |
| 成功報酬（注） | 1,058百万円 |
| その他営業収益 | 530百万円 |
| 合計 | 133,935百万円 |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
[重要な会計方針] 7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品・サービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報
① 売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2021年4月１日　至　2022年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 26,722 | 未払手数料 | 5,690 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの償還(*2) | 20,000 | 有価証券 | - |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2021年4月１日　至　2022年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500(米ドル) | 資金管理 | 直接100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 3,427 | 短期貸付金 | 1,835 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 1,709 | | |
| | | | | | | | 貸付金利息の受取 | 9 | 未収利息 | 4 |

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | － | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 29,119 | 未払手数料 | 6,013 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　1株当たり情報

| 前事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | 当事業年度<br>(自　2021年4月1日<br>至　2022年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額　17,018円01銭<br>1株当たり当期純利益　5,101円61銭 | 1株当たり純資産額　16,775円81銭<br>1株当たり当期純利益　4,835円10銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>1株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　26,276百万円<br>普通株式に係る当期純利益　26,276百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>1株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　24,904百万円<br>普通株式に係る当期純利益　24,904百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 |

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

| | | 2022年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 1,959 |
| 金銭の信託 | | 40,970 |
| 有価証券 | | 8,000 |
| 未収委託者報酬 | | 27,052 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,915 |
| 短期貸付金 | | 1,448 |
| その他 | | 923 |
| 貸倒引当金 | | △16 |
| 流動資産計 | | 85,253 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 1,534 |
| 無形固定資産 | | 5,483 |
| ソフトウェア | | 5,482 |
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,974 |
| 投資有価証券 | | 2,133 |
| 関係会社株式 | | 10,025 |
| 長期差入保証金 | | 519 |
| 前払年金費用 | | 1,433 |
| 繰延税金資産 | | 1,758 |
| その他 | | 104 |
| 固定資産計 | | 22,993 |
| 資産合計 | | 108,246 |

| | | 2022年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 12,363 |
| 未払収益分配金 | | 0 |
| 未払償還金 | | 11 |
| 未払手数料 | | 8,301 |
| 関係会社未払金 | | 3,205 |
| その他未払金 | ※2 | 842 |
| 未払費用 | | 9,504 |
| 未払法人税等 | | 1,213 |
| 賞与引当金 | | 2,096 |
| その他 | | 226 |
| 流動負債計 | | 25,405 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 3,045 |
| 時効後支払損引当金 | | 595 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,763 |
| 負債合計 | | 30,169 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 77,770 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 46,860 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 46,175 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 21,568 |
| 評価・換算差額等 | | 307 |

| | | |
|---|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | | 307 |
| 純資産合計 | | 78,077 |
| 負債・純資産合計 | | 108,246 |

◇中間損益計算書

| | | 自　2022年4月 1日<br>至　2022年9月30日 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 57,740 |
| 運用受託報酬 | | 9,162 |
| その他営業収益 | | 181 |
| 営業収益計 | | 67,085 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 19,423 |
| 調査費 | | 14,540 |
| その他営業費用 | | 2,613 |
| 営業費用計 | | 36,577 |
| 一般管理費 | ※１ | 14,575 |
| 営業利益 | | 15,931 |
| 営業外収益 | ※２ | 7,366 |
| 営業外費用 | ※３ | 1,574 |
| 経常利益 | | 21,723 |
| 特別利益 | ※４ | 30 |
| 特別損失 | ※５ | 49 |
| 税引前中間純利益 | | 21,705 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,322 |
| 法人税等調整額 | | 966 |
| 中間純利益 | | 16,415 |

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　2022年4月1日　至　2022年9月30日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株　主 |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | |

| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,030 | 55,322 | 86,232 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △24,877 | △24,877 | △24,877 |
| 中間純利益 | | | | | | | 16,415 | 16,415 | 16,415 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | △8,461 | △8,461 | △8,461 |
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 21,568 | 46,860 | 77,770 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 174 | 174 | 86,407 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △24,877 |
| 中間純利益 | | | 16,415 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 132 | 132 | 132 |
| 当中間期変動額合計 | 132 | 132 | △8,329 |
| 当中間期末残高 | 307 | 307 | 78,077 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法 |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| ５．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物　6年<br>附属設備　6～15年<br>器具備品　4～15年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 | |
| ６．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 | |

| | |
|---|---|
| ７．収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>①　委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>②　運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③　成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |
| ８．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |

[会計方針の変更]

（時価の算定に関する会計基準の適用）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。
これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

[追加情報]

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。
また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

| 2022年9月30日現在 |
|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額<br>1,577百万円 |

※２　消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自　2022年4月 1日
至　2022年9月30日

※１　減価償却実施額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 210百万円 |
| 無形固定資産 | 992百万円 |

※２　営業外収益のうち主要なもの

| | |
|---|---|
| 受取配当金 | 6,933百万円 |

※３　営業外費用のうち主要なもの

| | |
|---|---|
| 金銭の信託運用損 | 1,439百万円 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 7百万円 |

※４　特別利益の内訳

| | |
|---|---|
| 投資有価証券等売却益 | 10百万円 |
| 株式報酬受入益 | 19百万円 |

※５　特別損失の内訳

| | |
|---|---|
| 投資有価証券等売却損 | 16百万円 |
| 固定資産除却損 | 33百万円 |

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　2022年4月 1日
至　2022年9月30日

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２　配当に関する事項
配当金支払額
2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 配当金の総額 | 24,877百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 4,830円 |
| (3) 基準日 | 2022年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2022年6月30日 |

◇金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 40,970 | 40,970 | - |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資産計 | 40,970 | 40,970 | - |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 74 | 74 | - |
| 負債計 | 74 | 74 | - |

（注１）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
（注２）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額<br>（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※） | 10,260 |
| 組合出資金等 | 1,898 |
| 合計 | 12,159 |

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額　(単位：百万円) | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | - | 40,970 | - | 40,970 |
| 資産計 | - | 40,970 | - | 40,970 |
| デリバティブ取引（通貨関連） | - | 74 | - | 74 |
| 負債計 | - | 74 | - | 74 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末　(2022年9月30日)

１．売買目的有価証券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2022年9月30日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,919 |
| 関連会社株式 | 106 |

４．その他有価証券(2022年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 8,000 | 8,000 | - |
| 小計 | 8,000 | 8,000 | - |
| 合計 | 8,000 | 8,000 | - |

◇デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2022年9月30日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち一年超(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,371 | - | △74 | △74 |

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　(単位：百万円)

| | 自　2022年4月 1日<br>至　2022年9月30日 |
|---|---|
| 期首残高 | 1,123 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - |
| 時の経過による調整額 | - |
| 中間期末残高 | 1,123 |

◇収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分 | 当中間会計期間<br>（自　2022年4月 1日<br>至　2022年9月30日） |
|---|---|
| 委託者報酬 | 57,740百万円 |
| 運用受託報酬 | 8,912百万円 |
| 成功報酬（注） | 250百万円 |
| その他営業収益 | 181百万円 |
| 合計 | 67,085百万円 |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自　2022年4月1日　至　2022年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

| 自　2022年4月 1日<br>至　2022年9月30日 |
|---|

１株当たり純資産額　　15,158円67銭

１株当たり中間純利益　　3,187円11銭

(注) １.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。
２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 中間純利益 | 16,415百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | ― |
| 普通株式に係る中間純利益 | 16,415百万円 |
| 期中平均株式数 | 5,150千株 |

## 第２【その他の関係法人の概況】

### １名称、資本金の額及び事業の内容

＜更新後＞

(1) 受託者

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

＊　2023年2月末現在

(2) 販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額* | (c)事業の内容 |
|---|---|---|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 5,500百万円 | |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 83,616百万円 | |
| シティグループ証券株式会社 | 96,307百万円 | |
| ＢＮＰパリバ証券株式会社 | 102,025百万円 | |
| フィリップ証券株式会社 | 950百万円 | |

＊　2023年2月末現在

### ２関係業務の概要

＜更新後＞

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の

保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

３資本関係

＜訂正前＞

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

__該当事項はありません。

(2)販売会社

__該当事項はありません。

_

＜訂正後＞

(2022年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)_受託者

該当事項はありません。

(2)_販売会社

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２３年4月１１日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯　原　　尚

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS FTSEブルサ・マレーシアKLCI連動型上場投信の２０２２年８月１１日から２０２３年２月１０日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NEXT FUNDS FTSEブルサ・マレーシアKLCI連動型上場投信の２０２３年２月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２２年８月１１日から２０２３年２月１０日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）　1.　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2.　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

次へ

# 独立監査人の監査報告書

２０２２年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯　原 | 尚 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村 | 健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永 | 真太郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年3月３１日までの第６３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２２年3月３１日現在の財政状態及びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

**経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。**

**財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

**（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２２年１１月２４日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯　原　　尚

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第６４期事業年度の中間会計期間（２０２２年４月１日から２０２２年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２２年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２２年４月１日から２０２２年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財

**務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。**